広島県告示第二百五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定によって、平成二十五年広島県告示第二百五十九号で認可した広島圏都市計画下水道事業呉公共下水道の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成三十年三月十五日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　施行者の名称

呉市

二　都市計画事業の種類及び名称

広島圏都市計画下水道事業呉公共下水道

三　事業施行期間

変更なし

四　事業地

収用の部分

平成二十五年広島県告示第二百五十九号の事業地のうち、宝町地内において事業地を追加し、同告示の事業地のうち、広三芦一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分

変更なし